

運転・建設状況の概要

(平成 24 年 10 月 23 日～平成 25 年 1 月 15 日)

平成 25 年 1 月 15 日
福井県安全環境部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付-1 参照]

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。現在、定期検査を実施している発電所は 11 基である。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所 1 号機：第 33 回定期検査（平成 23 年 1 月 26 日～）
- ・敦賀発電所 2 号機：第 18 回定期検査（平成 23 年 8 月 29 日～）
- ・美浜発電所 1 号機：第 25 回定期検査（平成 22 年 11 月 24 日～）
- ・美浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 12 月 18 日～）
- ・美浜発電所 3 号機：第 25 回定期検査（平成 23 年 5 月 14 日～）
- ・大飯発電所 1 号機：第 24 回定期検査（平成 22 年 12 月 10 日～）
- ・大飯発電所 2 号機：第 24 回定期検査（平成 23 年 12 月 16 日～）
- ・高浜発電所 1 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 1 月 10 日～）
- ・高浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 11 月 25 日～）
- ・高浜発電所 3 号機：第 21 回定期検査（平成 24 年 2 月 20 日～）
- ・高浜発電所 4 号機：第 20 回定期検査（平成 23 年 7 月 21 日～）

(2) 高速増殖原型炉もんじゅの状況

- ・設備保全対策の実施状況について

平成 24 年 4 月 2 日より、停止している原子炉施設の安全確保のために必要な機器・設備について、設備保全対策を実施している。今回の設備保全対策で、2 次冷却系設備、補助冷却設備、原子炉補機冷却水系設備、原子炉補機冷却海水系設備、放射性廃棄物処理設備、換気空調設備、所内電源供給設備、ディーゼル発電設備等の点検を実施している。

- ・電気・計装制御設備の保守管理の不備について

平成 24 年 11 月 27 日、原子力機構は、電気・計測制御設備（約 3 万機器）のうち約 1 万機器において、保安規定で定めている保全計画に基づく点検および保守管理が実施されていなかったことが判明し、原子力規制庁に報告した。

規制庁は、保安検査（11 月 26 日～12 月 11 日）においてこの事実確認を行った結果、原子炉等規制法に定める保安規定の遵守義務および適切に保守点検を行う義務を怠ったと判断し、12 月 12 日、点検時期を超過している機器の早急な点検等の実施、原因究明と組織的要因・企業風土の問題等の根本原因分析結果を踏まえた再発防止対策を平成 25 年 1 月 31 日までに報告するよう命じた。

(3) 原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の状況

・第 25 回定期検査

平成 24 年 9 月 1 日から第 25 回定期検査を開始し、平成 25 年 1 月 10 日に終了した。
今定期検査においては、使用済燃料貯蔵に係る設備等について検査を実施した。

2. 特記事項

(1) 定期検査中プラントでの運用管理の変更について

[資料 No. 3-1 p. 51]

定期検査中の美浜発電所 1, 3 号機、高浜発電所 1 号機、大飯発電所 1 号機では、計画していた作業が終了し、平成 23 年 7 月以降、原子炉内に燃料を装荷した状態で定期検査を続けている。関西電力では、当面この状況が続くことから、原子炉内の燃料を取り出し、現在使用している冷却用機器や監視計器の点検を行うこととした。

高浜 1 号機と美浜 3 号機については、12 月に燃料取り出しを完了し、大飯 1 号機では今月下旬から、美浜 1 号機は来月、燃料取り出し作業を行う予定である。

(2) 県内原子力発電所の 2012 年（平成 24 年；暦年）稼働実績について

[添付－2 参照]

2012 年（平成 24 年；暦年）の県内原子力発電所（13 基：1, 128.5 万 kW）の稼働実績は、発電電力量約 109 億 kWh、設備利用率は 11.1%、時間稼働率は 8.3%であった。今回の実績値は、発電電力量、時間稼働率、設備利用率全てで過去最低であった。

(3) 若狭湾沿岸における津波堆積物調査の結果について

[添付－3 参照]

県内電力事業者は、若狭湾沿岸における過去の津波の痕跡（約 1 万年前までの津波堆積物）調査を平成 23 年 10 月から実施しており、平成 24 年 12 月 18 日、各発電所の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められなかったとの評価結果を原子力規制委員会に報告した。

(4) 県内発電所敷地内の破砕帯の調査状況について

i) 敦賀発電所

[資料 No. 3-1 p. 39、添付－4]

日本原電は、平成 25 年 1 月末までの予定で敷地内の破砕帯調査を実施している。この調査に関し、原子力規制委員会は、委員と有識者（4 名）による現地調査を 12 月 1、2 日に行い、その結果をもとに、12 月 10 日の評価会合にて「D-1 破砕帯は浦底断層と連動して動く活断層の可能性はある」との判断が示された。このため日本原電は、規制委員会に対し、今回の判断に至った科学的根拠について説明を求める質問状を提出するとともに、D-1 破砕帯近傍の追加調査を行い、平成 25 年 2 月末に評価をとりまとめることとした。

ii) 大飯発電所

[資料 No. 3-1 p. 47]

関西電力は、平成 24 年 12 月末を目途に敷地内の破砕帯調査を実施していた。この調査に関し、原子力規制委員会は、委員と有識者（4 名）による現地調査を 11 月 2 日および 12 月 28、29 日に行った。関西電力は、現地調査後に開催された評価会合（11 月 4、7 日）での意見を踏まえ、台場浜トレンチ部等の拡幅掘削やボーリングの追加調査を平成 25 年 2 月までを目途に実施する予定である。

(5) 経済産業大臣、文部科学大臣への要請

[添付－ 5 参照]

平成 25 年 1 月 8 日、知事は、茂木経済産業大臣および下村文部科学大臣に対し、昨年の革新的エネルギー・環境戦略を抜本的に見直し、日本のエネルギー政策の明確な方向性を示すこと、原発の安全基準や再稼働等の課題について、国の責任において早期に方針を示すこと、もんじゅについて位置付けを明確にし、安全確保に万全を期し、早期に成果を示すこと、活断層の挙動等に係る調査研究の推進と国内観測網の整備等を要請した。

**(6) 県内電力事業者と福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会の市町との
「安全確保等に関する協定書」の改定について**

[添付－ 6 参照]

県内電力事業者は、平成 23 年 8 月、福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会（若狭町、小浜市、南越前町、越前町）から見直しの要請を受けていた「安全確保等に関する協定書」について、原子炉施設等の重要な変更計画の事前報告や、職員の現地確認、原子力防災対策などを新たな項目として追加し、平成 24 年 12 月 25 日、県、立地市町の立会いのもと、改定を行った。

3. 安全協定に基づく異常事象の報告

[資料 No. 3-1 p. 39]

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象はなかった。

原子力発電所の運転および建設状況

添付－ 1

原子力安全対策課
平成 25 年 1 月 15 日現在

1. 運転または建設中の発電所（設備容量 運転中：13 基 計 1128.5 万 kW、建設中：1 基 計 28.0 万 kW）

項 目 発電所名		現 状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			平成 24 年度	運開後累計	平成 24 年度	運開後累計
日本原子力発電(株)	1 号機	定期検査中 (H23. 1. 26～未定)	0. 0	6 3. 3	0. 0	8 4 7. 3
			0. 0	6 5. 8		
敦 賀 発 電 所	2 号機	定期検査中 (H23. 8. 29～未定)	0. 0	7 3. 1	0. 0	1, 9 2 2. 9
			0. 0	7 3. 1		
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		40%出力プラント 確認試験準備中 （停止中）	(H22. 5. 6 10：36 原子炉起動、H22. 5. 8 10:36 臨界)			
関 西 電 力 (株)	1 号機	定期検査中 (H22. 11. 24～未定)	0. 0	5 0. 9	0. 0	6 3 8. 0
			0. 0	5 3. 0		
美 浜 発 電 所	2 号機	定期検査中 (H23. 12. 18～未定)	0. 0	6 0. 7	0. 0	1, 0 7 5. 2
			0. 0	6 2. 1		
	3 号機	定期検査中 (H23. 5. 14～未定)	0. 0	6 8. 1	0. 0	1, 7 8 0. 2
			0. 0	6 8. 7		
関 西 電 力 (株)	1 号機	定期検査中 (H22. 12. 10～未定)	0. 0	6 3. 7	0. 0	2, 2 1 7. 3
			0. 0	6 4. 7		
大 飯 発 電 所	2 号機	定期検査中 (H23. 12. 16～未定)	0. 0	7 0. 7	0. 0	2, 4 0 7. 9
			0. 0	7 1. 2		
	3 号機	運転中	6 6. 2	7 7. 1	5 1. 5	1, 6 7 7. 6
			6 5. 5	7 7. 1		
	4 号機	運転中	6 0. 3	8 1. 8	4 6. 9	1, 6 8 5. 7
			5 9. 7	8 1. 5		
関 西 電 力 (株)	1 号機	定期検査中 (H23. 1. 10～未定)	0. 0	6 6. 6	0. 0	1, 8 3 8. 6
			0. 0	6 7. 1		
高 浜 発 電 所	2 号機	定期検査中 (H23. 11. 25～未定)	0. 0	6 7. 7	0. 0	1, 8 1 9. 2
			0. 0	6 8. 2		
	3 号機	定期検査中 (H24. 2. 20～未定)	0. 0	8 1. 0	0. 0	1, 7 2 6. 7
			0. 0	8 0. 3		
	4 号機	定期検査中 (H23. 7. 21～未定)	0. 0	8 0. 4	0. 0	1, 6 9 0. 8
			0. 0	7 9. 9		
		合 計	1 3. 2	7 0. 1	9 8. 5	2 1, 3 2 8. 0
			9. 6	6 8. 7		

（注）利用率・稼働率・電力量は平成 24 年 12 月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て。

$$\begin{aligned} \text{(上段) 設備利用率} &= \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%) \\ \text{(下段) 時間稼働率} &= \frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

2. 各発電所の特記事項（平成 24 年 10 月 23 日～平成 25 年 1 月 15 日）

（1）運転中のプラント

発電所名	特記事項
敦賀 1 号機	第 33 回定期検査中 (H23. 1. 26 ～ 未定*) ・発電停止 (H23. 1. 26 0:00) ・原子炉停止 (H23. 1. 26 5:22)
敦賀 2 号機	・発電停止 (H23. 5. 7 17:00) ・原子炉停止 (H23. 5. 7 20:00) 一次冷却材中の放射能濃度上昇のため停止 第 18 回定期検査中 (H23. 8. 29 ～ 未定*)
美浜 1 号機	第 25 回定期検査中 (H22. 11. 24 ～ 未定*) 当初平成 23 年 4 月下旬定期検査終了予定 ・発電停止 (H22. 11. 24 10:30) ・原子炉停止 (H22. 11. 24 12:25)
美浜 2 号機	コストダウン運転 (H23. 11. 30 2:00 ～ H23. 12. 7 20:00*) ※手動停止に向けて出力降下を開始した時刻 ・発電停止 (H23. 12. 8 3:15) ・原子炉停止 (H23. 12. 8 4:00) A-加圧器スプレッドグランドリークオフ流量増加に伴う停止 第 27 回定期検査中 (H23. 12. 18 ～ 未定*)
美浜 3 号機	第 25 回定期検査中 (H23. 5. 14 ～ 未定*) ・発電停止 (H23. 5. 14 11:00) ・原子炉停止 (H23. 5. 14 12:59)
大飯 1 号機	第 24 回定期検査中 (H22. 12. 10 ～ 未定*) 当初平成 23 年 4 月上旬定期検査終了予定 ・発電停止 (H22. 12. 10 10:00) ・原子炉停止 (H22. 12. 10 11:25) ・原子炉起動 (H23. 3. 10 19:00)、臨界 (H23. 3. 11 0:40) ・調整運転開始 (H23. 3. 13 11:00) ・発電停止 (H23. 7. 16 19:48) ・原子炉停止 (H23. 7. 16 20:53) C-蓄圧タンク圧力の低下のため停止
大飯 2 号機	第 24 回定期検査中 (H23. 12. 16 ～ 未定*) ・発電停止 (H23. 12. 16 16:00) ・原子炉停止 (H23. 12. 16 18:35)
高浜 1 号機	第 27 回定期検査中 (H23. 1. 10 ～ 未定*) 当初平成 23 年 4 月中旬定期検査終了予定 ・発電停止 (H23. 1. 10 10:03) ・原子炉停止 (H23. 1. 10 12:20)
高浜 2 号機	コストダウン運転 (H23. 11. 19 0:30 ～ H23. 11. 25 16:00*) ※定期検査開始に向けて出力降下を開始した時刻 第 27 回定期検査中 (H23. 11. 25 ～ 未定*) ・発電停止 (H23. 11. 25 23:02) ・原子炉停止 (H23. 11. 26 2:26)
高浜 3 号機	第 21 回定期検査中 (H24. 2. 20 ～ 未定*) ・発電停止 (H24. 2. 20 23:00) ・原子炉停止 (H24. 2. 21 3:50)
高浜 4 号機	第 20 回定期検査中 (H23. 7. 21 ～ 未定*) ・発電停止 (H23. 7. 21 23:00) ・原子炉停止 (H23. 7. 22 2:08)

*：福島第一原子力発電所事故に対する安全対策の実施状況を踏まえ、計画していく。

(2) 建設中のプラント

発電所名	特記事項
もんじゅ	設備保全対策 (H24. 4. 2 ～)

(3) 廃止措置中のプラント

発電所名	特記事項
原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)	廃止措置中 (H20. 2. 12 ～) ・カランドリアタンクおよび重水冷却系のトリチウム除去作業実施中 (H21. 9. 2 ～) ・重水浄化系のトリチウム除去作業実施中 (H24. 2. 27 ～) ・B復水器中部胴等の解体撤去作業実施中 (H24. 8. 29 ～) ・原子炉建屋内計装機器・配管等の残留重水回収作業実施中 (H24. 9. 27 ～) ・タービン補機冷却水ポンプ等の解体作業実施中 (H24. 12. 17 ～) 第25回定期検査終了 (H24. 9. 1 ～ H25. 1. 10)

3. 燃料輸送実績 (平成24年10月23日～平成25年1月15日)

<新燃料輸送>

発電所名	概 要
高浜3号機	新燃料集合体32体を三菱原子燃料(株)より受け入れ(10月23日)
大飯3号機	新燃料集合体16体を三菱原子燃料(株)より受け入れ(11月20日)
大飯2号機	新燃料集合体32体を三菱原子燃料(株)より受け入れ(11月27日)
大飯4号機	新燃料集合体32体を原子燃料工業(株)より受け入れ(11月28日)
大飯4号機	新燃料集合体44体を原子燃料工業(株)より受け入れ(12月4日)

<使用済燃料輸送>

発電所名	概 要
大飯1, 2号機	使用済燃料集合体14体を青森県の日本原燃(株)使用済燃料受入れ・貯蔵施設に輸送(11月23日搬出 11月26日着)

4. 低レベル放射性廃棄物輸送実績 (平成24年10月23日～平成25年1月15日)

なし

平成25年1月8日
原子力安全対策課

県内原子力発電所の2012年（平成24年；暦年）稼働実績について

2012年（平成24年）の県内原子力発電所（13基、1,128.5万kW）の稼働実績は、発電電力量は約109億kWh、設備利用率は11.1%、時間稼働率は8.3%であった。

表－1 平成24年 暦年稼働実績（総括）

項 目 炉 型	発 電 電 力 量 (億 kWh)	時 間 稼 働 率 (%)	設 備 利 用 率 (%)
沸 騰 水 型 炉 (BWR；1基)	0.0	0.0	0.0
加 圧 水 型 炉 (PWR；12基)	109.8	9.0	11.4
県 内 合 計 (13基)	109.8	8.3	11.1

注）発電電力量は切り捨て、時間稼働率・設備利用率は四捨五入であり、合計値とは一致しないことがある。

<参考>

①稼働状況（図－1、図－2、表－2、表－3）

平成24年2月20日、高浜発電所3号機が定期検査を開始し、県内13基全ての発電所が停止した。その後、8月3日に大飯発電所3号機、8月16日に大飯発電所4号機が営業運転を再開した。

現在も11基の発電所において、定期検査を継続しており、発電電力量、時間稼働率、設備利用率のいずれも、前年（平成23年）の実績を下回った。

②定期検査（図－2）

運転を再開した大飯発電所3、4号機を除く11基の発電所において、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等を実施している。

③異常事象（表－4）

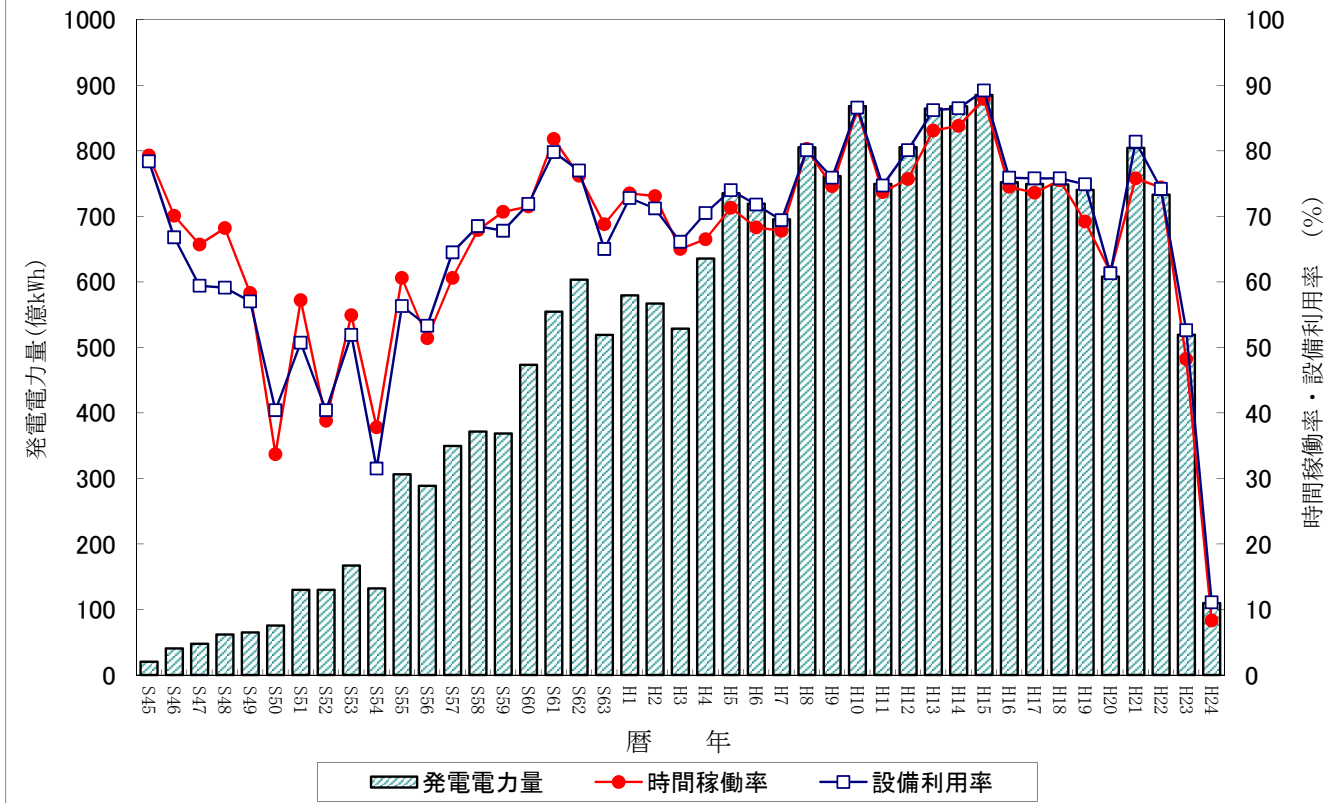
安全協定に基づく異常事象発生件数は3件であり、そのうち法律事象は1件であった。

表－２ 平成24年 暦年稼働実績（発電所別）

項目 発電所名	発 電 時 間 (時間)	発 電 電 力 量 (億 k W h)	時 間 稼 働 率 (%)	設 備 利 用 率 (%)
敦賀発電所 1 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
敦賀発電所 2 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
美浜発電所 1 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
美浜発電所 2 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
美浜発電所 3 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
大飯発電所 1 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
大飯発電所 2 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
大飯発電所 3 号 機	4 , 3 2 5	5 1 . 5	4 9 . 2	4 9 . 8
大飯発電所 4 号 機	3 , 9 4 1	4 6 . 9	4 4 . 9	4 5 . 3
高浜発電所 1 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
高浜発電所 2 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
高浜発電所 3 号 機	1 , 2 2 3	1 1 . 3	1 3 . 9	1 4 . 8
高浜発電所 4 号 機	0	0 . 0	0 . 0	0 . 0
合 計	9 , 4 8 8	1 0 9 . 8	8 . 3	1 1 . 1

注) 発電時間、発電電力量は切捨て、時間稼働率、設備利用率は四捨五入であり、合計値とは一致しないことがある。

図－１ 県内原子力発電所稼働状況の推移（暦年）



表－３ 県内原子力発電所の年別稼働実績

暦年	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53
発電電力量 (億kWh)	20.4	40.7	47.7	61.9	65.1	75.5	129.9	130.1	167.1
時間稼働率 (%)	79.3	70.1	65.7	68.2	58.3	33.7	57.2	38.8	54.9
設備利用率 (%)	78.4	66.8	59.4	59.1	57.0	40.4	50.7	40.4	51.9
設備容量 (万kW)	69.7	69.7	119.7	119.7	202.3	284.9	367.5	367.5	367.5
基数	2	2	3	3	4	5	6	6	6

暦年	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62
発電電力量 (億kWh)	132.3	306.3	288.8	349.6	371.6	368.7	473.5	554.6	603.4
時間稼働率 (%)	37.8	60.6	51.4	60.6	67.9	70.7	71.5	81.8	76.2
設備利用率 (%)	31.5	56.3	53.3	64.5	68.5	67.8	71.9	79.8	77.0
設備容量 (万kW)	619.0	619.0	619.0	619.0	619.0	619.0	793.0	793.0	909.0
基数	9	9	9	9	9	9	11	11	12

暦年	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
発電電力量 (億kWh)	519.1	579.4	567.0	528.8	635.8	735.4	719.6	695.6	805.5
時間稼働率 (%)	68.8	73.5	73.1	65.0	66.5	71.3	68.3	67.8	80.3
設備利用率 (%)	65.0	72.8	71.2	66.1	70.5	74.0	71.8	69.4	80.1
設備容量 (万kW)	909.0	909.0	909.0	1,027.0	1,027.0	1,145.0	1,145.0	1,145.0	1,145.0
基数	12	12	12	13	13	14	14	14	14

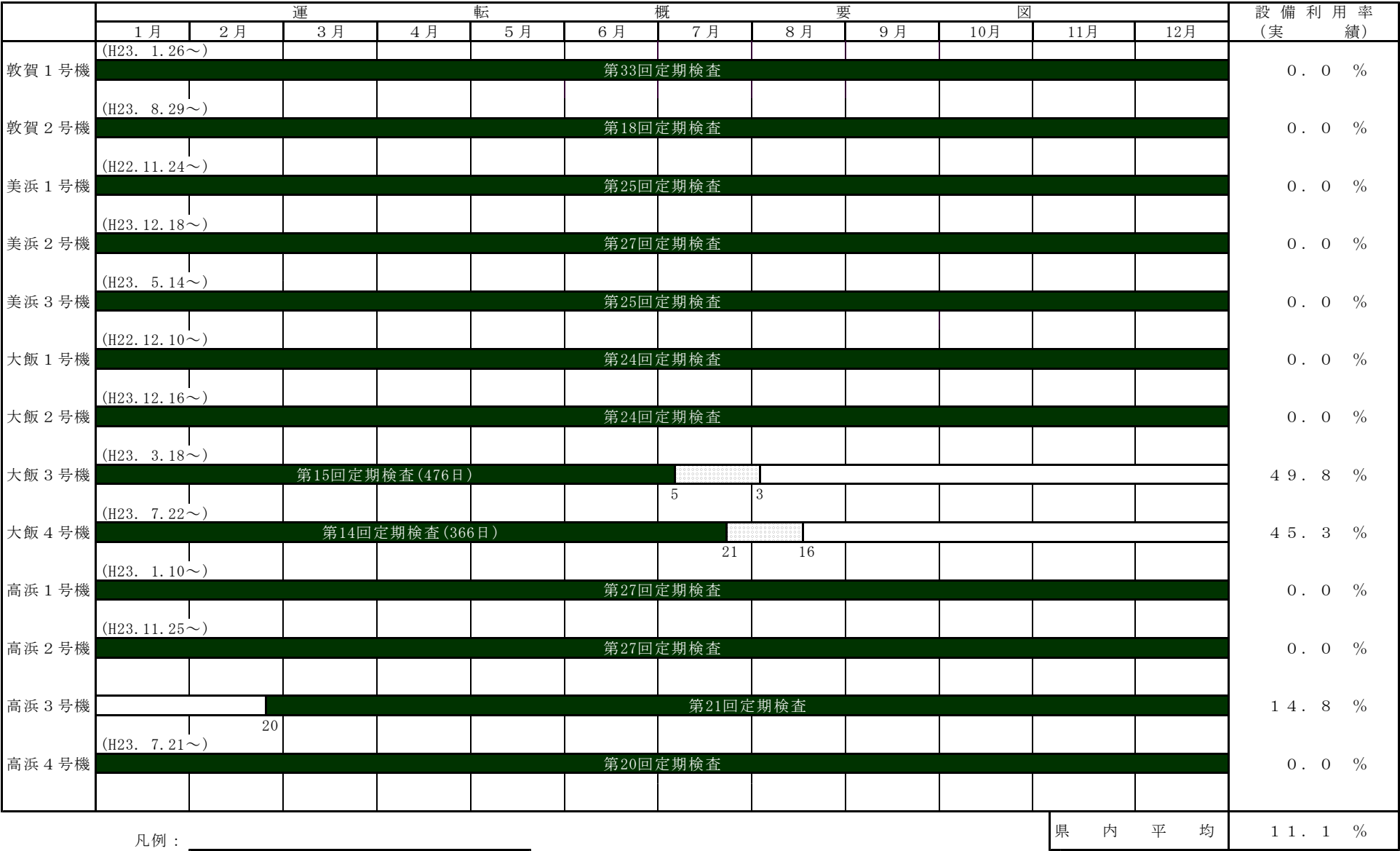
暦年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
発電電力量 (億kWh)	761.4	868.3	749.6	805.7	864.5	867.9	885.3	752.2	749.5
時間稼働率 (%)	74.6	86.3	73.7	75.7	83.1	83.8	87.9	74.5	73.6
設備利用率 (%)	75.9	86.6	74.7	80.1	86.2	86.5	89.2	75.9	75.8
設備容量 (万kW)	1,145.0	1,145.0	1,145.0	1,145.0	1,145.0	1,145.0	1,128.5	1,128.5	1,128.5
基数	14	14	14	14	14	14	13	13	13

暦年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
発電電力量 (億kWh)	748.9	740.4	608.0	804.4	733.2	519.5	109.8
時間稼働率 (%)	75.5	69.2	61.5	75.8	74.4	48.2	8.3
設備利用率 (%)	75.8	74.9	61.3	81.4	74.2	52.6	11.1
設備容量 (万kW)	1,128.5	1,128.5	1,128.5	1,128.5	1,128.5	1,128.5	1,128.5
基数	13	13	13	13	13	13	13

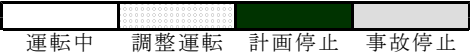
注：発電電力量は切り捨て

設備容量および基数は当該年末の数字（新型転換炉ふげん発電所(16.5万kW)：平成15年3月29日運転終了）

図－２ 平成２４年(暦年)運転実績概要図



凡例：



()内の日数は発電停止日数

表－４　平成 24 年（暦年）安全協定に基づく異常事象報告一覧

(平成 24 年 12 月 31 日現在)

件 番	発 電 所 名	発 生 日	事象発生時 運 転 状 況	事 象 概 要	影響等	国への報告区分
		終 結 日				評価尺度
1	高浜 3 号機	H24. 3. 29	定期検査中	蒸気発生器伝熱管の損傷	—	法律
						0-
2	敦賀 2 号機	H24. 8. 21	定期検査中	管理区域内での協力会社作業員の 負傷	—	—
		H24. 9. 14				—
3	高浜 1 号機	H24. 9. 4	定期検査中	空冷式非常用発電装置用中継接続盤他 改良工事における協力会社作業員の負傷	—	—
		H24. 9. 10				—

若狭湾沿岸における津波堆積物の調査結果について

平成 24 年 12 月 18 日

関西電力株式会社

日本原子力発電株式会社

独立行政法人日本原子力研究開発機構

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構の 3 社（以下、「3 社」）は、平成 23 年 10 月 24 日から三方五湖およびその周辺において津波の堆積物調査を開始しました。

その後、同年 11 月 11 日付で原子力安全・保安院（以下、「保安院」）から東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価の実施について指示を受けたことから、天正地震に関する評価を実施し、若狭湾に津波・暴浪などによる海水の流入があったとしても久々子湖の奥には至らない規模であったとの評価結果を同年 12 月 21 日に保安院に報告しました。

この結果、保安院は、平成 24 年 1 月 25 日の地震・津波に関する意見聴取会において、「これまで得られている文献調査や水月湖等での調査等の結果を踏まえると、古文書に記載されているような天正地震による大規模な津波を示唆するものは無いと考えられるが、天正年間も含めてデータを拡充するために、津波堆積物について、さらなる追加調査を行う。」との見解を示しました。

これを受け、3 社は、平成 24 年 2 月 17 日から久々子湖東方陸域や猪ヶ池において津波堆積物の追加調査を実施し、天正地震による津波に関して、古文書に記載されているような大規模な津波を示唆する痕跡はないとの評価結果を同年 6 月 21 日に保安院に報告しました。

本日、平成 23 年 10 月 24 日から実施していた津波堆積物調査における完新世（約 1 万年前以降）に関する評価結果について、原子力規制委員会に報告しました。

調査の結果、各発電所の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は、認められませんでした。

今後も引き続き、地震や津波に関する情報の収集を行っていきます。

以 上

添付資料：若狭湾沿岸における津波堆積物の調査概要

<別紙：調査概要と調査結果について>

1. 調査概要

若狭湾における津波の痕跡に関するデータを拡充することを目的として、

- i) 三方五湖およびその周辺（久々子湖 5 箇所、中山湿地 1 箇所、菅湖 1 箇所）
- ii) 久々子湖東方陸域（早瀬地区、久々子・松原地区、坂尻地区の各 8 箇所）
- iii) 猪ヶ池（6 箇所）

において平成 23 年 10 月から平成 24 年 12 月にかけて津波堆積物調査を実施した。

2. 調査結果

- i) 三方五湖およびその周辺において、津波堆積物の指標となりうる砂層は認められなかった。またイベント堆積物についても、有孔虫等の海洋生物が認められず、河川の洪水または湖底地すべりによる堆積物と考えられるため、津波により形成されたと考えられる堆積物は認められなかった。
- ii) 久々子湖東方陸域において、津波堆積物の指標となりうる砂層は認められなかった。またイベント堆積物についても、有孔虫等の海洋生物が認められず、河川の洪水または湖底地すべりによる堆積物と考えられるため、津波により形成されたと考えられる堆積物は認められなかった。
- iii) 猪ヶ池においては、津波により形成された可能性のある堆積物が確認されたが、三方五湖およびその周辺や久々子湖東方陸域には痕跡が残されておらず、現在の津波想定を上回るようなものではなかったことを確認した。

若狭湾沿岸における津波堆積物の調査概要

添付資料

1.調査目的

- ・ 若狭湾における津波の痕跡に関するデータ拡充を図ることを目的として、関西電力(株)、日本原子力発電(株)、(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)の3社共同で、津波堆積物調査を実施

2.調査位置

- ・ 三方五湖およびその周辺(久々子湖5箇所、中山湿地1箇所、菅湖1箇所)
- ・ 久々子湖東方陸域(早瀬、久々子・松原、坂尻の各地区8箇所)
- ・ 猪ヶ池(6箇所)

3.調査・評価方法

- ・ ボーリングにより、完新世(約1万年前以降)の地層をカバーするよう試料採取を行い、X線CTスキャンを併用した肉眼観察、微化石層分析等を実施し、海から運ばれた痕跡(砂層など)を調査し、津波堆積物の有無を評価

4.調査期間

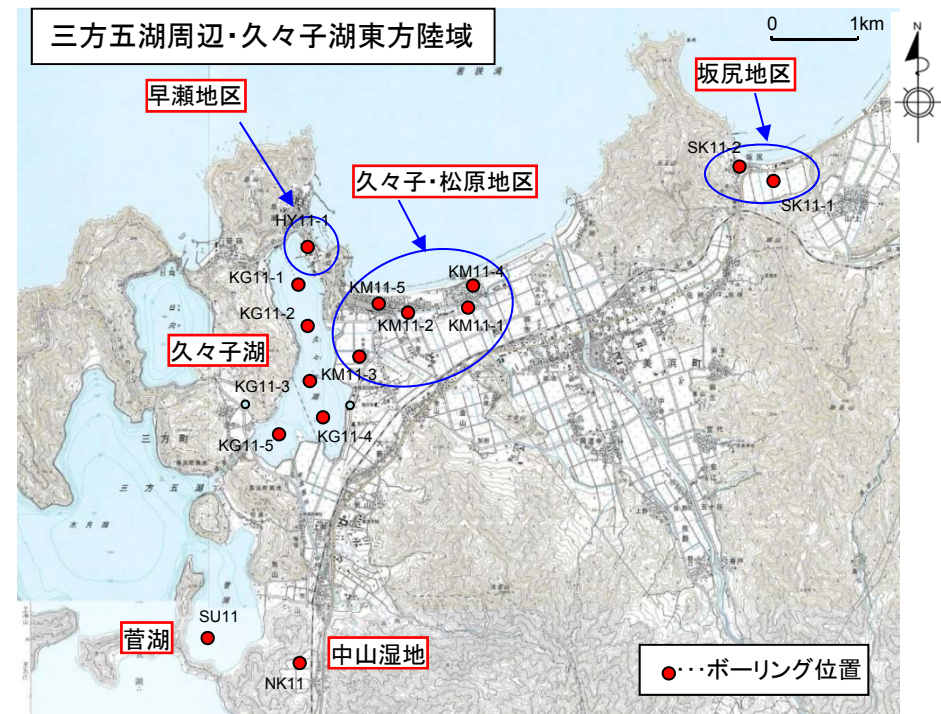
- ・ 平成23年10月～平成24年12月

5.評価結果

- 各発電所の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められなかった。

三方五湖周辺および久々子湖東方陸域においては、津波により形成されたと考えられる堆積物は認められなかった。

猪ヶ池においては、津波により形成された可能性のある堆積物が確認されたが、三方五湖周辺や久々子湖東方陸域に痕跡が残されておらず、現在の津波想定を上回るようなものではなかったことを確認している。



分析結果概要(久々子湖)

【層相観察・微化石分析等の分析結果】

地点		津波堆積物の 指標となり得る 砂層の有無	海生微化石					地層の年代 〔14C年代・火山灰 分析結果〕
			有孔虫（）内は種	貝殻	貝形虫	ウニ	海水性珪藻	
久々子湖	KG11-1	なし	あり(湾奥部)※ ¹	あり	微量	微量	あり※ ²	約1.1万年前以降
	KG11-2	なし	あり(湾口～湾奥)※ ¹	あり	微量	微量	あり※ ²	約1.1万年前以降
	KG11-3	なし	あり(汽水～湾奥)※ ¹	なし	微量	なし	あり※ ²	約1.2万年前以降
	KG11-4	なし	なし※ ¹	なし	なし	なし	あり※ ²	約0.9万年前以降
	KG11-5	なし	あり(内湾)※ ¹	あり	なし	なし	あり※ ²	約0.9万年前以降

※1 過去に津波があった場合は、湾奥部や湾口に生息する種と異なり、日本の深海などに生息する外洋性のものが検出される

※2 地層上下方向に対して連続的に検出され、ピークは認められない

○久々子湖の地層は、内湾～汽水湖底堆積物からなり、津波堆積物の指標となり得る砂層は認められない。
○外洋性の有孔虫や、海水性珪藻の急激な増加はないことから、津波を示唆する急激な環境変化は認められない。

【イベント堆積物の特徴と成因の検討】

イベント堆積物とは：洪水、地震、津波などにより地層に挟み込まれた堆積物

イベント堆積物(13層)	地層	海生微化石		推定される成因
		有孔虫・貝形虫・ウニ	海水性珪藻	
1～13	シルト層	なし	微量 (淡水性珪藻が優勢)	・河川の洪水または湖底地すべり

イベント堆積物は、肉眼観察およびX線CT画像を併用して抽出(以下、同じ)

○いずれのイベント堆積物も、有孔虫・貝形虫・ウニが認められず、河川の洪水または湖底地すべりによる堆積物と考えられることから、津波堆積物を示唆する痕跡は認められないと評価する。

分析結果概要(菅湖・中山湿地)

【層相観察・微化石分析等の分析結果】

地点		津波堆積物の指標となり得る砂層の有無	海生微化石					地層の年代 〔14C年代・火山灰 分析結果〕
			有孔虫	貝殻	貝形虫	ウニ	海水性珪藻	
菅湖	SU11	なし	なし	なし	なし	なし	なし	約1万年前以降
中山湿地	NK11	なし	なし	なし	なし	なし	なし	約2.6万年前以降

【イベント堆積物の特徴と成因の検討(菅湖)】

イベント堆積物 (17層)	地層	海生微化石		推定される成因
		有孔虫・貝形虫・ウニ	海水性珪藻	
1～17	シルト層	なし	なし	・河川の洪水または湖底地すべり



○菅湖には、津波堆積物の指標となり得る砂層、有孔虫・貝形虫・ウニ・海水性珪藻が認められず、イベント堆積物もすべて河川の洪水または湖底地すべりによる堆積物と考えられる。

○中山湿地には、津波堆積物の指標となり得る砂層、有孔虫・貝形虫・ウニ・海水性珪藻、イベント堆積物は認められない。

⇒菅湖、中山湿地いずれの地点においても、津波堆積物を示唆する痕跡は認められないと評価する。

分析結果概要(久々子湖東方陸域:坂尻地区)

【層相観察・微化石分析等の分析結果】

地点		津波堆積物の指標となり得る砂層の有無	海生微化石					地層の年代 〔14C年代・火山灰 分析結果〕
			有孔虫	貝殻	貝形虫	ウニ	海水性珪藻	
坂尻	SK11-1	なし	なし	なし	なし	なし	あり	約0.8万年前以降
	SK11-2	なし	なし	なし	なし	なし	あり	約0.8万年前以降



○坂尻地区は、イベント堆積物が認められない。

⇒分析可能な範囲内において、津波堆積物を示唆する痕跡は認められないと評価する。

分析結果概要(久々子湖東方陸域:久々子・松原地区)

【層相観察・微化石分析等の分析結果】

地点		津波堆積物の指標となり得る砂層の有無	海生微化石					地層の年代 〔14C年代・火山灰分析結果〕
			有孔虫 ()内は種	貝殻	貝形虫	ウニ	海水性珪藻	
久々子・松原	KM11-1	なし	なし	なし	なし	なし	なし	約1万年前以降
	KM11-2	なし	なし	なし	なし	なし	微量	約1万年前以降
	KM11-3	なし	微量(湾奥部)	微量	なし	なし	微量	約0.9万年前以降
	KM11-4	・観察した全層準にわたり、砂・礫からなり、津波堆積物の指標となり得る砂層の識別性を有さない。 ・年代測定試料が得られずに完新世の層準が特定できないことから、微化石分析、イベント堆積物の判定は行わない。						
	KM11-5							

○久々子・松原地区の完新世の地層は、浜堤、河川、内湾～汽水湖の堆積物からなる。

【イベント堆積物の特徴と成因の検討(KM11-3)】

イベント 堆積物(4層)	地層	海生微化石		推定される成因
		有孔虫・貝形虫・ウニ	海水性珪藻	
1～4	シルト層	なし	微量 (淡水性珪藻が優勢)	・河川の洪水または湖底地すべり

○KM11-3のイベント堆積物には、有孔虫・貝形虫・ウニが認められず、河川の洪水または湖底地すべりと考えられる。
⇒分析可能な範囲内において、津波堆積物を示唆する痕跡は認められないと評価する。

分析結果概要(久々子湖東方陸域:早瀬地区)

【層相観察・微化石分析等の分析結果】

地点	津波堆積物の指標となり得る砂層の有無	海生微化石					地層の年代 (¹⁴ C年代・火山灰分析結果)
		有孔虫 ()内は種	貝殻	貝形虫	ウニ	海水性珪藻	
HY11-1	あり (イベント堆積物1)	あり (内湾～浅海带※)	あり	あり	あり	あり	約1.4万年前以降

※日本海では40m以浅

○早瀬地区の完新世の地層は内湾～汽水湖と湾口の堆積物からなる。

○内湾～内部浅海带を示唆する有孔虫が検出されるが、湾口付近であること、久々子湖における内湾期(約5000～8000年前)のものであり、津波堆積物を示唆する急激な環境変化は認められない。

【イベント堆積物の特徴と成因の検討】

イベント堆積物 (2層)	地層	海生微化石		推定される成因
		有孔虫・貝形虫・ウニ	海水性珪藻	
1	細礫層	なし	なし	・土石流による運搬
2	シルト層	なし	微量 (淡水性珪藻が優勢)	・河川の洪水または湖底地すべり

○イベント堆積物には、いずれも有孔虫・貝形虫・ウニが認められず、河川の洪水等によるものと考えられる。
⇒津波堆積物を示唆する痕跡は認められないと評価する。

分析結果概要(猪ヶ池)

【層相観察・微化石分析等の分析結果】

地点	津波堆積物の指標となり得る砂層の有無	海生微化石					地層の年代 (14C年代測定結果)
		有孔虫 ()内は種	貝殻	貝形虫	ウニ	海水性珪藻	
No.1～6	あり	なし～あり(内湾※)	あり	あり	あり	あり	約1.3万年前以降※

※No.3地点の結果を代表として標記

○猪ヶ池の完新世の地層は、池(淡水)～内湾(海水)の環境に変化している。
○堆積物中に砂層が認められた。

【イベント堆積物の特徴と成因の検討】

通常時の堆積物	イベント堆積物 (11層)	地層	海生微化石		推定される成因
			有孔虫・貝形虫・ウニ	海水性珪藻	
池(淡水)の堆積物 (腐植)	1	・シルト層	なし	なし	・湖底地すべり
	2	・砂層	なし	なし	・砂洲・海底の砂と比較。特徴(帯磁率の大きさ、海生微化石の有無)が砂洲に類似していることを確認 ・池全体にわたって採泥調査を実施し、砂層は池の中心に広がらないことを確認 →砂洲の表面の砂層が小規模に崩壊したものと推定
	3、4	・シルト層	なし	なし	・湖底地すべり
内湾(海水)の堆積物 (シルト)	5	・不明瞭	なし	なし	・通常時と異なる地層(砂層)を確認。
	6	・砂層(火山ガラス多量)	なし	微量	・このうちイベント7～11は、猪ヶ池とつながっていた海から運ばれてきた可能性がある。
	7～11	・砂層(一部砂礫層)	あり	あり	→高波浪または津波が成因の可能性がある。

○イベント7～11の成因が津波と仮定した場合、池内に最も広く分布するイベント7を形成した津波が、最も大きなものであったと考えられるが、その津波は、三方五湖周辺や久々子湖東方陸域に津波堆積物を形成しない程度であったと考えられ、また現在の津波想定を上回るようなものではなかったことを確認している。



平成２４年１２月１８日

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所敷地内破砕帯の活動性評価に係る追加調査計画（改訂）について
（D-1 トレンチ内に見られるせん断面に関する調査の実施）

当社は、本年４月２４日に実施された旧原子力安全・保安院による現地調査での専門家による指摘を踏まえ、敷地内の破砕帯の活動性に関し更なるデータ拡充を行うことにより、当社のこれまでの評価（破砕帯は耐震設計上考慮すべき活断層ではない／破砕帯は浦底断層の活動に連動して活動しない）についてその信頼性を向上させるため、５月１４日に追加調査計画をとりまとめ、調査を実施してきているところです。

今回、その調査の過程で確認されたせん断面について調査を行うこととしましたので、本日、上記追加調査計画の改訂を原子力規制委員会（以下、「規制委員会」という）に提出しました。今後、速やかに調査を実施してまいります。

当社としては、今後の調査から得られる客観的なデータ、数値解析等に基づき科学的見地からの総合的評価をとりまとめたうえで、規制委員会にご判断して頂きたいと考えています。

- ・ 添付資料：敦賀発電所敷地内破砕帯の活動性評価に係る追加調査計画（改訂）について
（D-1 トレンチ内に見られるせん断面に関する調査の実施）

以　上

敦賀発電所敷地内破砕帯の活動性評価に係る追加調査計画（改訂）について
(D-1 トレンチ内に見られるせん断面に関する調査の実施)

1. 調査目的

D-1 トレンチ内において第四系中に認められたせん断面について、その形成の成因を明らかにするため、調査を追加的に実施する。

2. 調査内容

- ①せん断面の地下深部に、対応する破砕帯があるか否かを確認するため、せん断面の直下を対象としたボーリング調査を実施する。
- ②せん断面が認められた堆積物に、浦底断層の活動に伴い圧縮力が加わった原因が何であるかを確認するため、浦底断層からせん断面の間を含む範囲を対象としたボーリング調査を実施する。

3. 調査工程

本調査については、自然公園法等に係る準備・手続きが完了次第、速やかに調査を開始し、2 月完了を目途に実施する。

4. 評価のとりまとめ・報告

本調査及び継続中の敷地内破砕帯評価に関する追加調査の結果を踏まえ、破砕帯の活動性に関して総合的に検討を行い、平成 25 年 2 月末を目途にとりまとめ、報告を行う。

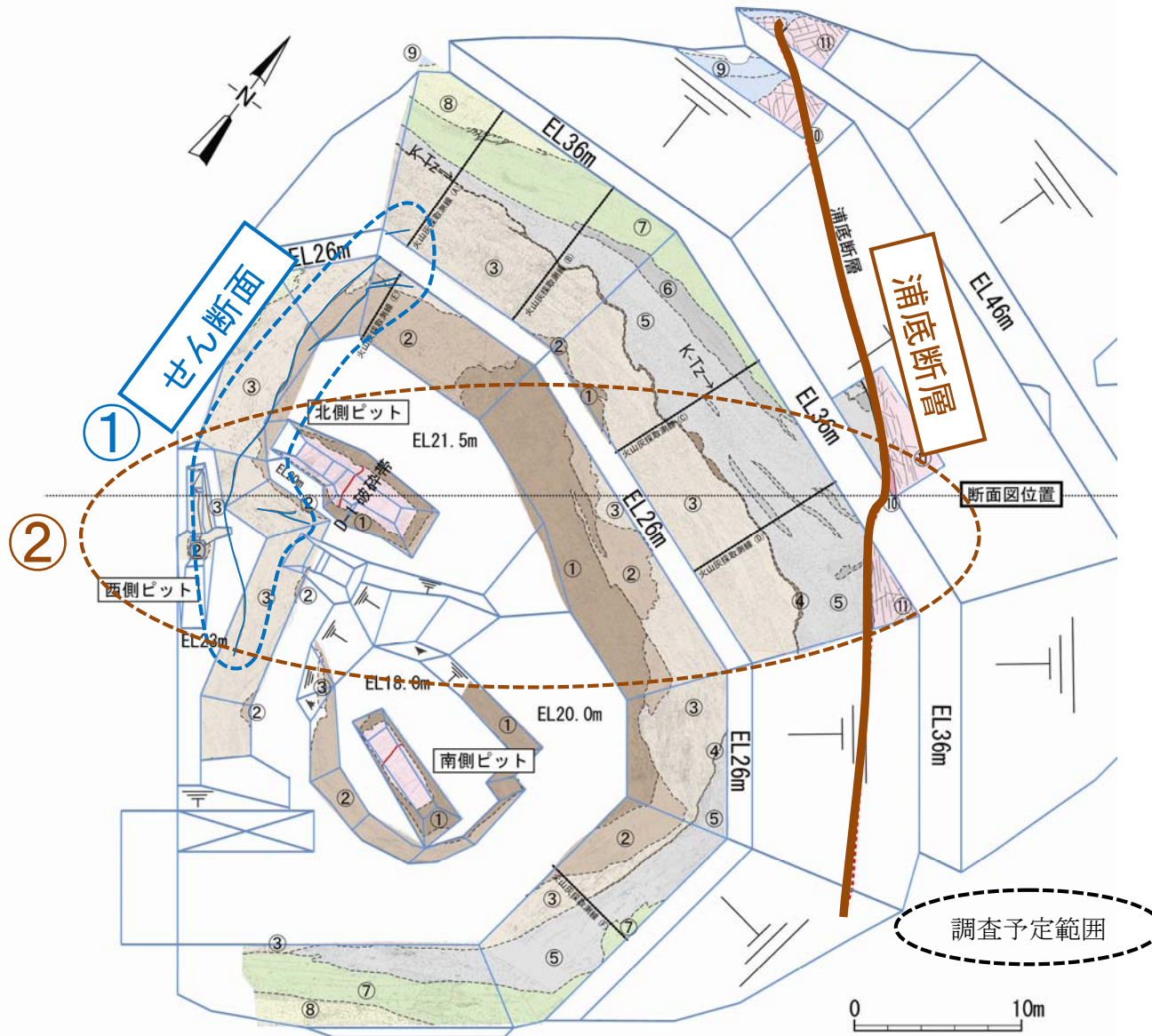
なお、調査内容、工程については、今後の状況等に応じて追加・変更する場合があります。

以上

D-1 トレンチ内に見られるせん断面に関する追加調査について

◆せん断面の形成原因（現時点での当社の解釈）

- ・せん断面は非常に短く、向きも大きく変化する。
→（解釈）地下に連続性のある破砕帯があることによって形成されたものではない。
- ・せん断面は浦底断層のごく近傍（水平距離で30m程度）にのみ認められるとともに、逆断層の動きも認められる。
→（解釈）浦底断層が活動することにより堆積物に圧縮力が加わり、せん断面が形成された。



◆追加調査

せん断面の形成原因を明らかにするため、下記の調査を追加実施。

① せん断面の地下深部に、対応する破砕帯があるか否かを確認するための調査

② 堆積物に圧縮力が加わった原因が何であるかを確認するための調査

*調査はボーリング調査で実施する。
*調査の進展を踏まえ必要に応じ、更なる調査、検討を実施する場合もあり得る。

敦賀発電所 破砕帯追加調査計画(改訂) 主要工程

調査地点				内容	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
①	変動地形調査			地形情報の把握 ・空中写真DEM*1 ・航空レーザーDEM*1	解析・判読 測量 解析・判読									
②	既往露頭	D-14破砕帯		観察・分析	観察・分析 観察									
③		H-3a破砕帯			観察・分析 露頭拡張 観察・分析									
④		D-1破砕帯			観察・分析									
③'	露頭調査 (斜面安定部)		H-3a破砕帯	①破砕帯の影響を受けていない地層の年代を調べ、破砕帯の活動年代を把握する調査 (上載地層法による評価) ・より高密度の火山灰分析 ・OSL*2による上載地層の年代分析	準備・手続き ビット掘削 観察・分析									
⑤	トレンチ (浦底断層北方)	D-14破砕帯			準備・手続き ボーリング トレンチ計画検討 掘削 観察・分析									
⑥		D-1破砕帯			準備・手続き ボーリング トレンチ計画検討 掘削 観察・分析									
⑦		f-25破砕帯			準備・手続き 電気探査 掘削 トレンチ計画検討 ボーリング 掘削 観察									
⑧	大深度調査坑 (浦底断層南方)	D-5破砕帯		④破砕帯のずれ方向の検討 (破砕帯の変位センス) ・条線方向の測定 ・薄片などの観察	準備・手続き ボーリング 立坑掘削 横坑掘削 観察・分析									
⑨		D-6破砕帯			準備・手続き ボーリング 立坑掘削 横坑掘削 観察・分析									
⑥'	新規調査	ボーリング調査	D-1トレンチ内せん断面	せん断面の成因に関する検討	準備・手続き ボーリング 観察・分析									

注) 調査内容、工程については、調査の状況等に応じて追加・変更される場合があり得る。

*1 DEM 数値標高モデル(Digital Elevation Model) 地形をデジタル化したもの。

*2 OSL 光ルミネッセンス法(Optically Stimulated Luminescence) 鉱物結晶が光を遮断されてからの経過時間を測定する手法。

*3 ESR 電子スピン共鳴法(Electron Spin Resonance) 断層内物質のESR信号を利用して、断層活動の年代を測定する手法。

経済産業大臣

茂木敏充 様

要 請 書

平成25年1月

福 井 県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国においては、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなる中、大都市圏中心の国土政策から、地方に軸足を置き、地方に活力を呼び込む政策を実施することにより、災害に強い国土づくりと日本全体の活力を高めていく必要があります。

また、国のエネルギー政策に貢献し、日本経済を支えてきた本県の原子力発電所立地地域の活力を、国の責任において維持することが必要です。

本県には、豊かな自然、文化、伝統、人と人との絆やつながりなど、かけがえのない魅力があり、幸福度の高い県として評価を受けています。こうした本県の力を最大限に発揮し、県民が希望を持てるふるさとづくりを推進することが、国力の増強になるものと考えます。

次に掲げた事項は、いずれも、国土の強靱化と地方の活力の増進に必要不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年1月

福井県知事 西川 一誠

原子力政策

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項であり、国は、原子力発電の意義を確認し、現実を直視して長期的なエネルギーバランスを検討する必要がある。

また、立地地域住民の安全・安心を確保するため、国は、十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策および防災体制を一層充実強化する必要がある。

このため、以下の事項の実現について要望する。

1 国のエネルギー政策の見直し

- (1) 2030年代の原発ゼロを目標とした「革新的エネルギー・環境戦略」を抜本的に見直し、日本のエネルギー政策の明確な方向性を示すこと。

2 原発再稼働等に係る国の方針の明確化

- (1) 原発の再稼働、核燃料サイクル政策の方向性、使用済み核燃料の中間貯蔵・最終処分等の課題については、原子力規制委員会が行う技術的な観点からの判断だけでなく、国の責任において早期に方針を示すこと。
- (2) 古い原発の廃炉や安全性を徹底的に高めた新たな原発への切替え（リプレイス）について、国としての明確な戦略を示すこと。

特に、日本原電敦賀3・4号機については、平成16年3月の設置許可申請以来、9年近く経過した現在も安全審査が継続している事態となっており、国として、迅速に結論を出すよう努めること。

3 「もんじゅ」の位置付けと安全確保対策の強化

- (1) 「もんじゅ」については、資源が乏しい我が国の将来を見据え、ウランの有効活用を図る高速増殖炉研究開発の中核施設という本来の趣旨・目的をぶれることなく追求することが重要であり、新たな安全基準への対応や耐震安全性の確保等に万全を期し、国民に対し早期にその成果を示すこと。
- (2) 様々な事故やトラブルが発生し、そのたびに性能試験の工程が変更された事実を踏まえ、「もんじゅ」の研究体制、機器設備の健全性等の問題を早急に検証し、責任をもった組織とし、人材を福井に集め、安全性を高めるためにも体制を強化すること。

4 原子力防災対策の充実

- (1) 実効性ある防災対策を行うため、国は、原子力災害対策指針において、具体的な避難の判断基準等を早急に示すとともに、広域避難等に係る諸課題については、国が主体的に責任をもって方針を示すこと。

5 活断層の挙動等に係る調査研究の推進と国内観測網の整備

- (1) 活断層の存在とその挙動は、原子力発電所のみならず交通、産業など様々な重要インフラ施設の安全性に関わる重要課題であり、その活動規模、発生確率、施設への影響等を個々に予測・評価するための調査研究を推進すること。
- (2) 原子力発電所等の重要施設周辺の活断層において、地殻、電流、地磁気等の変化を常時監視する新たな国内観測網を整備すること。

6 原子力災害制圧道路の早期整備

- (1) 原子力発電所周辺の原子力災害制圧道路について、国による特別な財政支援措置を継続して、早期整備を図ること。

(原子力政策部分のみ抜粋)

文部科学大臣

下村博文様

要 請 書

平成25年1月

福 井 県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国においては、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなる中、大都市圏中心の国土政策から、地方に軸足を置き、地方に活力を呼び込む政策を実施することにより、災害に強い国土づくりと日本全体の活力を高めていく必要があります。

また、国のエネルギー政策に貢献し、日本経済を支えてきた本県の原子力発電所立地地域の活力を、国の責任において維持することが必要です。

本県には、豊かな自然、文化、伝統、人と人との絆やつながりなど、かけがえのない魅力があり、幸福度の高い県として評価を受けています。こうした本県の力を最大限に発揮し、県民が希望を持てるふるさとづくりを推進することが、国力の増強になるものと考えます。

次に掲げた事項は、いずれも、国土の強靱化と地方の活力の増進に必要な不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年1月

福井県知事 西川 一誠

原子力政策

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項であり、国は、原子力発電の意義を確認し、現実を直視して長期的なエネルギーバランスを検討する必要がある。

また、立地地域住民の安全・安心を確保するため、国は、十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策および防災体制を一層充実強化する必要がある。

このため、以下の事項の実現について要望する。

1 国のエネルギー政策の見直し

- (1) 2030年代の原発ゼロを目標とした「革新的エネルギー・環境戦略」を抜本的に見直し、日本のエネルギー政策の明確な方向性を示すこと。

2 原発再稼働等に係る国の方針の明確化

- (1) 原発の再稼働、核燃料サイクル政策の方向性、使用済み核燃料の中間貯蔵・最終処分等の課題については、原子力規制委員会が行う技術的な観点からの判断だけでなく、国の責任において早期に方針を示すこと。
- (2) 古い原発の廃炉や安全性を徹底的に高めた新たな原発への切替え（リプレイス）について、国としての明確な戦略を示すこと。

特に、日本原電敦賀3・4号機については、平成16年3月の設置許可申請以来、9年近く経過した現在も安全審査が継続している事態となっており、国として、迅速に結論を出すよう努めること。

3 「もんじゅ」の位置付けと安全確保対策の強化

- (1) 「もんじゅ」については、資源が乏しい我が国の将来を見据え、ウランの有効活用を図る高速増殖炉研究開発の中核施設という本来の趣旨・目的をぶれることなく追求することが重要であり、新たな安全基準への対応や耐震安全性の確保等に万全を期し、国民に対し早期にその成果を示すこと。
- (2) 様々な事故やトラブルが発生し、そのたびに性能試験の工程が変更された事実を踏まえ、「もんじゅ」の研究体制、機器設備の健全性等の問題を早急に検証し、責任をもった組織とし、人材を福井に集め、安全性を高めるためにも体制を強化すること。

4 原子力防災対策の充実

- (1) 実効性ある防災対策を行うため、国は、原子力災害対策指針において、具体的な避難の判断基準等を早急に示すとともに、広域避難等に係る諸課題については、国が主体的に責任をもって方針を示すこと。

5 活断層の挙動等に係る調査研究の推進と国内観測網の整備

- (1) 活断層の存在とその挙動は、原子力発電所のみならず交通、産業など様々な重要インフラ施設の安全性に関わる重要課題であり、その活動規模、発生確率、施設への影響等を個々に予測・評価するための調査研究を推進すること。
- (2) 原子力発電所等の重要施設周辺の活断層において、地殻、電流、地磁気等の変化を常時監視する新たな国内観測網を整備すること。

6 原子力災害制圧道路の早期整備

- (1) 原子力発電所周辺の原子力災害制圧道路について、国による特別な財政支援措置を継続して、早期整備を図ること。

福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会各市町（若狭町、小浜市、
南越前町、越前町）との協定の改定について

平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日
関 西 電 力 株 式 会 社
日本原子力発電株式会社
独立行政法人日本原子力研究開発機構

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構の 3 社は、平成 2 3 年 8 月、福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会（以下、「準立地協」）から、「安全確保等に関する協定書」の見直しに関する要請を受け、協議を開始しました。

その後、平成 2 4 年 9 月 1 4 日、事業者として要請に対する見直し案の回答を行い、1 1 月中旬に準立地協より、準立地協の各市町（若狭町、小浜市、南越前町、越前町）の意見を踏まえ修正についての協議をしたい旨の申し出を受け、1 2 月 7 日に準立地協、事業者で修正案の確認を行いました。

これらの協議を踏まえ、本日、準立地協の各市町との協定の改定を行いましたのでお知らせします。

以 上

協定改定の概要

今回の協定の改定内容については、平成24年9月14日に事業者から福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会(以下、準立地協)に回答した見直し案に、その後の各市町での意見を踏まえた修正(平成24年12月7日に準立地協と事業者で確認)を加えたものとなっている。

1. 平成24年9月14日 事業者から準立地協へ回答した見直し案の概要

(1) 隣接協定 ※自治体(甲)、原子力事業者(乙)とそれぞれ表記する。

見直しの主な項目	項目説明
①基本原則 (第1条)	・「立地協定書」の規定の範囲内で定め、「立地協定書」第1条の趣旨、すなわち福井県及び立地市町と協議の上、一体となって運用する。 ・これまで「立地協定書」の運用による旨、記載していた「損害の補償」について、隣接及び隣々接協定において新規項目として記載するため、1条から削除する。
②計画の報告 (第3条)	・乙は、原子力発電所に関する新型燃料の採用計画や原子炉施設等の重要な変更について、報告を行う。 ・甲は、この報告に対し、安全対策に関する意見があるときは、乙に対して意見を述べることができる。
③現地確認 (第7条)	・甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員を乙の発電所に現地確認することができる。 ・乙は、甲の行う現地確認に協力するものとする。 ・甲は、現地確認において意見を述べることができる。
④損害の補償 (第8条)	・平成23年3月11日の東日本大震災に伴う東電・福島第一発電所事故を踏まえ、これまで第1条で「立地協定書の運用による」としていた「損害の補償」を明確に規定するもの。 ・発電所の運転等に起因して、甲の住民に損害を与えた場合は、乙は誠意を持って補償にあたる。
⑤原子力防災対策 (第9条)	・平成23年3月11日の東日本大震災に伴う東電・福島第一発電所事故を踏まえ、「原子力防災対策」を規定するもの。 ・乙は、原子力防災対策の充実強化、的確かつ迅速な連絡体制の整備や教育訓練の実施、および甲の行う地域防災対策へ積極的な協力を行う。

(2) 隣々接協定

見直しの主な項目	項目説明
①基本原則 (第1条)	(隣接協定と同じ)
②安全確保等 (第2条)	・建設および保守運営にあたっては、安全確保のため、万全の措置を講じる。
③平常時における連絡 (第3条)	・建設工事、保守運営、環境放射能測定調査、冷却排水の状況について定期的に連絡する。
④損害の補償 (第5条)	(隣接協定と同じ)
⑤原子力防災対策 (第6条)	(隣接協定と同じ)

2. 平成24年12月7日 準立地協と事業者で確認した修正案の概要

(1)隣接協定

見直しの主な項目	項目説明
①各条文	・文末を「～するものとする」→「～しなければならない」に修正
②平常時における連絡 (第5条)	・「その都度、遅滞なく」連絡することを追記
③異常時における連絡 (第6条)	・(7) 項の「甲の区域において」を削除
③現地確認 (第7条)	・「～できるものとする」→「～できる」に修正
④公衆への広報 (第10条)	・第2項として「乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない」を追記

(2)隣々接協定

見直しの主な項目	項目説明
①各条文	・文末を「～するものとする」→「～しなければならない」に修正
②平常時における連絡 (第3条)	・「その都度、遅滞なく」連絡することを追記
③異常時における連絡 (第4条)	・(7) 項の「甲の区域において」を削除
④公衆への広報 (第7条)	・第2項として「乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない」を追記

3. 協定締結者

(1)隣接協定

甲	発電所	乙	立会人
若狭町	美浜発電所	関西電力	福井県、美浜町
小浜市	大飯発電所	関西電力	福井県、おおい町
南越前町	敦賀発電所、もんじゅ、ふげん	日本原電、原子力機構	福井県、敦賀市

(2)隣々接協定

甲	発電所	乙	立会人
若狭町	敦賀発電所、もんじゅ、ふげん、大飯発電所	日本原電、原子力機構、関西電力	福井県
小浜市	美浜発電所、高浜発電所	関西電力	福井県
南越前町	美浜発電所	関西電力	福井県
越前町	敦賀発電所、もんじゅ、ふげん	日本原電、原子力機構	福井県

以 上